

第4次豊中市通学路交通安全プログラム

令和7年（2025年）3月

豊中市

豊中市教育委員会

目 次

1. 目 的

2. 基本方針

- (1) 基本的な考え方
- (2) 通学路及び未就学児の移動経路の点検
- (3) 交通安全対策
- (4) PDCA サイクル
- (5) スケジュール

3. 推進体制

- (1) 学校・PTA・保育施設等
- (2) 道路管理者・交通管理者・教育委員会等
- (3) 豊中市・豊中市教育委員会
- (4) 豊中市通学路交通安全推進協議会
- (5) 対策案等検討会議

4. 交通安全対策

(1) 定期点検における対策

対策箇所一覧

(2) 道路管理者による対策

①対策箇所一覧

②対策要望箇所図

1. 目 的

平成24年（2012年）に全国で登下校中の児童等が死傷する事故が多数発生したことを受け、本市では同年に通学路の緊急合同点検を実施し、危険箇所について交通安全対策を進めてきました。しかしながら、市内において、平成27年（2015年）5月に登校中の児童が巻き込まれる事故が発生しました。

このことから、通学路の交通安全の確保を継続的かつ効果的に実施するため、関係機関で組織する推進体制を構築し、「豊中市通学路交通安全プログラム（以下、プログラムという）」を平成27年度（2015年度）に策定しました。以後、3年ごとに策定することとしており、今回は4回目のプログラムの策定になります。

また、令和元年（2019年）5月の大津市での未就学児の移動経路における死傷事故を受け、未就学児が日常的に集団で移動する経路についても、本プログラムを通じて継続的な交通安全の確保に取り組んでいます。

なお、前回までは3年に一度、全校を対象にプログラムを策定していましたが、今回からは、毎年分割して実施するとともに、学校番号順に道路管理者・交通管理者・学校関係者が合同で点検し問題点などを把握、共有する取り組みを実施しています。

2. 基本方針

- 点検、対策、評価、改善を繰り返し実施し、通学路及び未就学児が日常的に集団で移動する経路の安全性の向上を図ります。
- 通学路及び未就学児の移動経路の定期点検は3年をサイクルに、市内全小学校・保育施設等で実施します。

（1）基本的な考え方

- 継続的に通学路及び未就学児が日常的に集団で移動する経路の交通安全を確保するため、定期的な合同点検及び不断の交通安全対策に取り組めます。

- 取り組みは PDCA サイクルとして繰り返し実施し、対策実施後の評価も行い、対策の改善・充実に努め、通学路及び未就学児の移動経路の交通安全性の向上を図ります。
- 道路管理者、交通管理者、PTA、教育委員会、保育施設及び市が連携し、効果的な対策を実施します。

(2) 通学路及び未就学児の移動経路の点検

1) 定期点検

- ・通学路の定期点検は、学校・PTA 等が通学路点検実施要領に沿って 3 年をサイクルに実施します。
- ・未就学児の移動経路の点検は、保育施設等が未就学児移動経路点検実施要領に沿って 3 年をサイクルに実施します。
- ・点検結果は各種様式を用いて市へ提出します。
- ・市は、点検結果資料を取りまとめます。

2) 日常点検

- ・定期点検以外にも、学校・PTA・保育施設及び地域は自主的に点検できるものとします。
- ・学校・PTA・保育施設及び地域から挙げられた指摘や要望を受けて、各機関が点検します。

3) 道路管理者による点検

- ・道路管理者が市民の意見・要望に基づき定期的に点検を実施します。

(3) 交通安全対策

1) 定期点検における対策

定期点検結果を精査し、各機関が対策案を検討・協議の上、プログラムに記載し、対策を実施します。

2) 日常点検における対策

日常点検を踏まえ、各機関が随時個別に対応します。基本的にプログラムには記載しません。

※学校の再編等により通学路や未就学児の移動経路が変更される場合は、仮の通学路等を設定したうえで道路管理者・交通管理者・教育委員会等関係者が協力し点検を実施します。

3) 関係機関の対策内容

①道路管理者（府・市）

対策案に基づき、路面標示、路側のカラー化、電柱幕やカーブミラー等の交通安全施設の整備を行います。対策案以外にも、道路管理者が主体的に歩道改良、交差点改良、自転車通行空間整備等を実施し、主要なものはプログラムに記載します。

②交通管理者（警察）

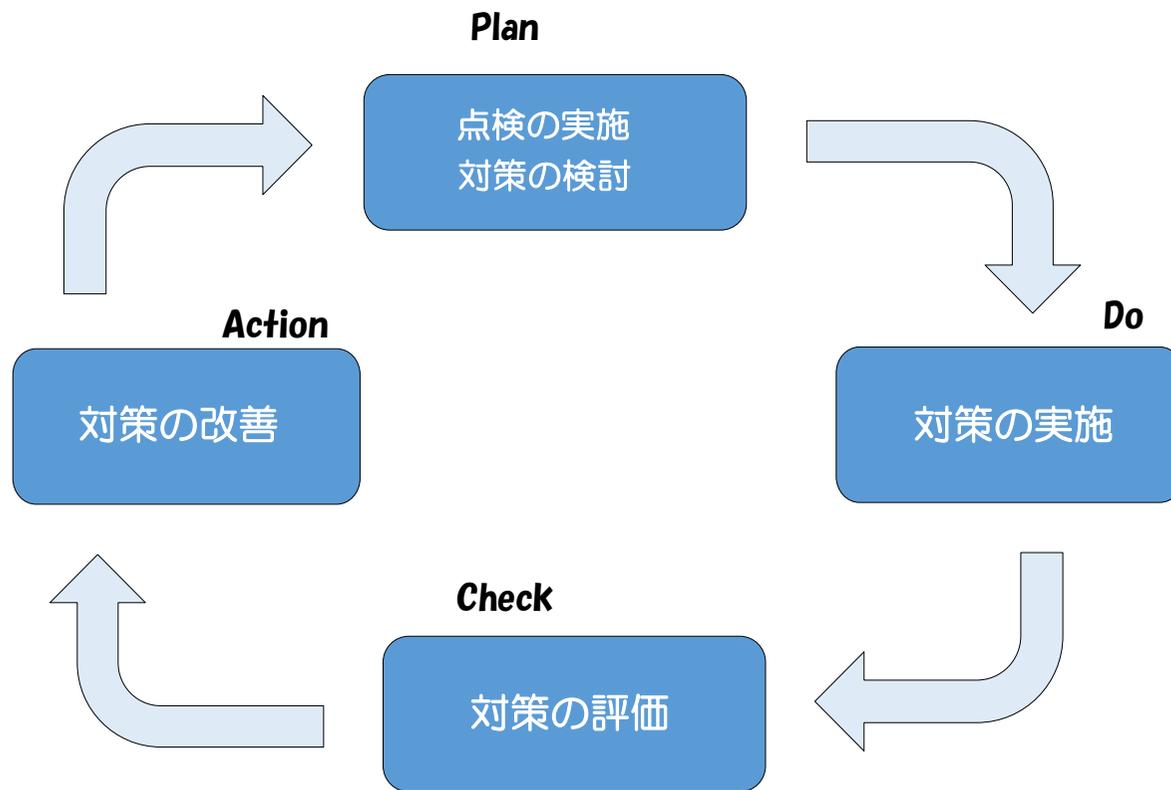
対策案に基づき、路面標示や信号整備等のハード対策を行うとともに、パトロールの強化や交通安全啓発等のソフト対策を行います。

③教育委員会・保育施設等

対策案に基づき、学校・保育施設による注意喚起・交通安全指導、登下校時におけるPTA・保護者等による見守り活動、また交通安全指導者マニュアル等を活用した交通安全指導などのソフト対策を行います。

(4) PDCA サイクル

点検、対策、評価、改善を PDCA サイクルとして繰り返し実施し、通学路及び未就学児の移動経路の安全性の向上を図ります。



1) Plan

①点検の実施

②点検結果の精査及び対策の検討

点検結果の精査を行い、対策必要箇所を抽出し、交通安全施設の整備や歩道設置などのハード対策と合わせて、パトロール強化や交通啓発活動などのソフト対策について、具体的な実施メニューを検討します。

2) Do

①対策の実施

対策の実施にあたっては、円滑に進むよう、関係者間で連携を図り、内容に応じて速やかに実施します。

3) Check

①対策の評価

プログラムに基づく対策が実施された箇所について評価し、改善点があれば市へ追加対策を申し入れます。

4) Action

①対策の改善・充実

報告された改善点や追加対策について精査した後、改善対策案を検討し、対策を実施します。

(5) スケジュール

第3次までは3年に1度全小学校を点検しプログラムを策定していましたが、第4次からは点検のない期間をなくし切れ目なくプログラムを策定するため、3年サイクルはそのままに、全小学校を分割して点検します。

豊中市通学路交通安全プログラム実施スケジュール

	第4次			第5次			第6次			第7次
	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度
定期		【第4次】① 1/2を点検 プログラム策定	【第4次】② 1/2を点検 プログラム策定	【第5次】① 1/3を点検 プログラム策定	【第5次】② 1/3を点検 プログラム策定	【第5次】③ 1/3を点検 プログラム策定	【第6次】① 1/3を点検 プログラム策定	【第6次】② 1/3を点検 プログラム策定	【第6次】③ 1/3を点検 プログラム策定	【第7次】① 1/3を点検 プログラム策定
			【第4次】① 対策実施	【第4次】② 対策実施	【第5次】① 対策実施	【第5次】② 対策実施	【第5次】③ 対策実施	【第6次】① 対策実施	【第6次】② 対策実施	【第6次】③ 対策実施
プラスαの 取り組み			【庄内よつば学園】 点検 プログラム策定	【庄内よつば学園】 実施期間	庄内よつば学園 開校					



3. 推進体制

プログラムの継続的な取組みと進行管理を行うため、図 1 のとおり推進体制を構築し、各機関の役割分担は次のとおりとします。

(1) 事務局（交通政策課・学校教育課）

- ①プログラムの進行管理を行います。
- ②プログラムを策定し、年度末にホームページ上に公表します。

(2) 学校・P T A・保育施設等

- ①通学路点検実施要領に基づき通学路点検を実施し、点検結果を事務局へ報告します。
- ②各主体が実施した対策について評価を行い、改善点があれば追加対策を事務局へ申し入れます。

(3) 各主体（府・警察・市・教育委員会）

- ①各主体が点検を実施します。
- ②点検に基づき対策を検討、実施します。
- ③対策の進捗状況を報告します。
- ④学校・PTA・保育施設から申し入れのあった改善点や追加対策を精査した後、対策案を検討、実施します。

(4) 通学路交通安全推進協議会

- ①プログラムの策定及び改定に対して助言を行います。
- ②プログラムの進捗状況の確認を行います。
- ③毎年度 2 月～3 月頃に開催します。
- ③構成は表 1 の通りとします。

(5) 対策案等検討会議（必要に応じて）

- ①点検結果の精査及び対策必要箇所の抽出を行います。
- ②対策案の検討に関する協議・調整を行います。
- ③構成は表 2 の通りとします。

豊中市通学路交通安全プログラム推進体制

図 1

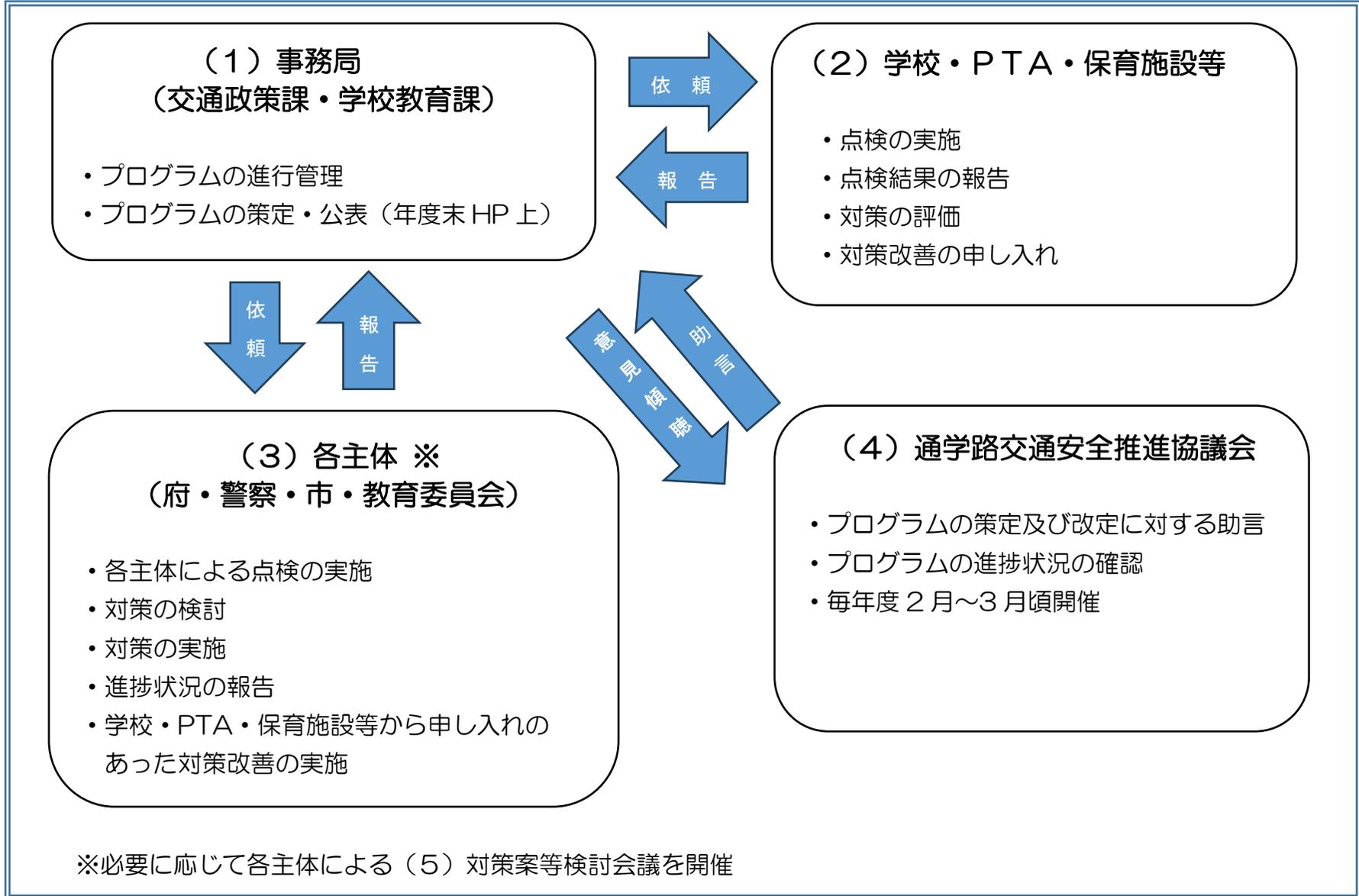


表 1

通学路交通安全推進協議会

機 関 名	職 名	摘 要
大阪府池田土木事務所	維持保全課長	
大阪府警察	豊中警察署交通課長	
	豊中南警察署交通課長	
豊中市 P T A 連合協議会	会長	
	北部地区代表者	
	東部地区代表者	
	中部地区代表者	
	南部地区代表者	
豊中市教育委員会事務局	教育政策監	副会長
豊中市	こども未来部長	
	都市基盤部長	会長

表 2

対策案等検討会議

機 関 名	所 属
大阪府池田土木事務所	維持保全課
大阪府警察	豊中警察署交通課
	豊中南警察署交通課
豊中市	都市基盤部交通政策課
	都市基盤部基盤整備課
	都市基盤部基盤保全課
	都市基盤部基盤管理課
豊中市教育委員会事務局	学校教育課